

高知リハビリテーション学院就学奨励費規程

(目 的)

第1条 この規程は、高知リハビリテーション学院の学生（以下「学生」という）の学資の軽減を図ることを目的とする。

(対 象 者)

第2条 対象者は、高知リハビリテーション学院に在学する学生のうち、9月1日（上半期）及び2月1日（下半期）現在において、土佐市内又は土佐市内の賃貸宿舎に居住している者とする。

(就学奨励費の額)

第3条 就学奨励費の額は、学生1人につき上半期、下半期それぞれ30,000円を限度とする。

(交付申請)

第4条 就学奨励費の交付を受けようとする学生は、高知リハビリテーション学院就学奨励費交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに、高知リハビリテーション学院学院長（以下「学院長」という）に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 学院長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、高知リハビリテーション学院就学奨励費交付決定（変更）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(就学奨励費の請求)

第6条 就学奨励費の交付の決定を受けた学生は、高知リハビリテーション学院就学奨励費交付請求書（様式第3号）を速やかに学院長に提出しなければならない。

2 学院長は、前項の請求書に基づき就学奨励費を交付する。

(住所変更届)

第7条 就学奨励費の交付の決定を受けた後、土佐市外へ住所を変更した学生は、速やかに高知リハビリテーション学院就学奨励費住所変更届（様式第4号）を学院長に提出しなければならない。

2 学院長は、前項の届出があったときは、高知リハビリテーション学院就学奨励費交付決定（変更）通知書（様式第2号）により届出者に通知する。

(交付決定の取消等)

第8条 学院長は、就学奨励費の交付の決定を受けた学生の提出書類に虚偽の記載があったときは、就学奨励費の交付の決定を取り消すとともに既に交付した就学奨励費の返還を求める。

附 則（平成22年10月22日第3回理事会議決）

(施行期日等)

この規程は平成22年10月22日から施行し、平成22年10月1日から適用する。